

令和元年

第3回大阪広域水道企業団議会
(11月定例会)

提出議案

(第1号議案～第5号議案)
(第1号報告～第4号報告)

目 次

第 1 号議案	大阪広域水道企業団行政不服審査法施行条例一部改正の件	1
第 2 号議案	大阪広域水道企業団布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例一部改正の件	2
第 3 号議案	平成 30 年度大阪広域水道企業団水道事業会計剰余金処分の件	5
第 4 号議案	平成 30 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計剰余金処分の件	6
第 5 号議案	令和元年度大阪広域水道企業団水道事業会計補正予算の件	別冊
第 1 号報告	平成 30 年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件	7
第 2 号報告	平成 30 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件	8
第 3 号報告	平成 30 年度決算に基づく資金不足比率報告の件	9
第 4 号報告	債権放棄報告の件	10

第1号議案

大阪広域水道企業団行政不服審査法施行条例一部改正の件

大阪広域水道企業団行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年11月15日提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団行政不服審査法施行条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団行政不服審査法施行条例（平成28年大阪広域水道企業団条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表（第2条関係） (略)	別表（第2条関係） (略)
備考 1・2 (略) 3 交付する用紙については、原則として、 <u>日本産業規格</u> A列3番までの大きさの用紙を用いることとし、これを超える大きさの規格の用紙を用いた場合については、 <u>日本産業規格</u> A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して枚数を計算するものとする。	備考 1・2 (略) 3 交付する用紙については、原則として、 <u>日本工業規格</u> A列3番までの大きさの用紙を用いることとし、これを超える大きさの規格の用紙を用いた場合については、 <u>日本工業規格</u> A列3番による用紙を用いた場合の枚数に換算して枚数を計算するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第2号議案

大阪広域水道企業団布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例一部改正の件

大阪広域水道企業団布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年11月15日提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団条例第1号

大阪広域水道企業団布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例（平成24年大阪広域水道企業団条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(布設工事監督者の資格)	(布設工事監督者の資格)
第3条 (略)	第3条 (略)
(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
(3) 学校教育法による短期大学 <u>(同法による専門職大学の前期課程</u> （以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）又は高等専門学校において、土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後 <u>(専門職大学前期課程にあっては、修了した後)</u> 、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者	(3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において、土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(4)～(7) (略)	(4)～(7) (略)
(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を	(8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又

選択したものに限る。) であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(水道技術管理者の資格)

第4条 (略)

(1) (略)

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校の卒業者については4年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程にあっては、修了者）については6年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) (略)

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあっては、修了した後）、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者（専門職大学前期課程にあっては、修了者。次号において同じ。）については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5)・(6) (略)

は水道環境を選択したものに限る。) であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(水道技術管理者の資格)

第4条 (略)

(1) (略)

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) (略)

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5)・(6) (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として水道環境を選択したものは、

この条例による改正後の大坂広域水道企業団布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例第3条第8号の適用については、同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に係るものに合格した者であって、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

第3号議案

平成30年度大阪広域水道企業団水道事業会計剩余金処分の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、平成30年度の大阪広域水道企業団水道事業のうち、水道用水供給事業に係る未処分利益剩余金6,978,209,090円について、6,181,828,577円を減債積立金に、154,381,788円を水道事業統合促進積立金に積み立て、641,998,725円を資本金に組み入れ、市町村域水道事業に係る未処分利益剩余金648,671,647円のうち412,141,776円について、10,395,749円を減債積立金に、94,888,261円を建設改良積立金に積み立て、306,857,766円を資本金に組み入れる。

令和元年11月15日提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

第4号議案

平成30年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計剰余金
処分の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、
平成30年度の大阪広域水道企業団工業用水道事業に係る未処分利益剰余
金5,950,180,805円について、1,908,942,940円を建設改良積立金に積み
立て、4,041,237,865円を資本金に組み入れる。

令和元年11月15日提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

第1号報告

平成30年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、
平成30年度の大阪広域水道企業団水道事業会計の決算を別冊のとおり報
告する。

令和元年11月15日提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

第2号報告

平成30年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成30年度の大坂広域水道企業団工業用水道事業会計の決算を別冊のとおり報告する。

令和元年11月15日提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

第3号報告

平成30年度決算に基づく資金不足比率報告の件

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

令和元年11月15日提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

1 資金不足比率

会計名	数値 (パーセント)	経営健全化基準 (パーセント)
大阪広域水道企業団水道事業会計	—	
大阪広域水道企業団工業用水道事業会計	—	20

備考 「水道事業会計」、「工業用水道事業会計」とともに資金不足額がないため、「—」と表記している。

2 監査委員の意見

別紙のとおり

第4号報告

債権放棄報告の件

大阪広域水道企業団債権の管理に関する条例（平成29年大阪広域水道企業団条例第1号）第14条第1項の規定により次のとおり債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年11月15日提出

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

債権の名称	放棄事由	件数	金額
水道料金及びメーター使用料	条例第14条第1項第1号 (破産免責)	70件	442,501円
	条例第14条第1項第2号 (時効期間満了)	1,151件	4,706,557円
	条例第14条第1項第5号 (徴収停止後期間経過)	359件	757,099円
水道施設等破損に係る損害賠償金	条例第14条第1項第2号 (時効期間満了)	1件	2,658,420円
工業用水道料金及びメーター使用料	条例第14条第1項第5号 (徴収停止後期間経過)	6件	537,519円
工業用水道料金に係る延滞金	条例第14条第1項第5号 (徴収停止後期間経過)	1件	992円
工業用水道使用廃止負担金	条例第14条第1項第5号 (徴収停止後期間経過)	1件	2,616,559円
工業用水道給水施設切斷工事費用	条例第14条第1項第5号 (徴収停止後期間経過)	2件	555,197円
合計		1,591件	12,274,844円